

- きめ細かな温度管理で健苗を育成しよう！
- 未耕起のほ場は排水対策を行い、乾燥を促そう！
- 田植えは、天気の良い日を選んで行き適期内に終えよう！
- 水管理は、日中止水・夜間かんがいの基本を守ろう！

<育苗管理>

- 1 丈夫な苗づくりのため、天候に合わせたきめ細かな温度・水管理に努める。田植え5～7日前頃から、降霜や強風が予想される時以外は、夜間もハウスやトンネルを開放して外気に慣らす。
- 2 田植え前に葉色が淡くなった場合は、苗質の低下を防ぐため、遅れずに追肥する。

<本田作業>

- 1 耕起
乾燥していないほ場は、溝切り等の排水対策を行う。
土壤の水分が高いと砕土率が低くなる傾向があるため、例年より乾燥していない場合は、速度を落としゆっくり作業し、砕土率を高める。
- 2 代かき
代かきは、田面に高低差が生じないように行う。特に、稲わら鋤込み田や復元田等の作物残渣がある水田では、残渣を土中に鋤込めるよう、浅水で代かきを行う。

○被覆肥料の被膜殻の流出防止について

プラスチックを利用した被覆肥料は、肥料成分が溶出した後の被膜殻が水面に浮上し、河川等に流出する可能性があります。

プラスチックを利用した被覆肥料を前年に施用しているほ場では、浅水代かきを行うほか、代かきや田植え前の強制落水は避けるなど、被膜殻をほ場外に流出させないように注意しましょう。

3 田植え

- (1) 田植えは、日平均気温が13℃以上となる時期を目安に、温暖な日を選んで行き、おおむね5月25日頃までに終了する。
- (2) 中苗の1株当たり植付本数は3～5本、苗箱の使用数は乾粃100g播きで10a当たり35箱を目安とする。
- (3) 生育の安定や食味の向上を図るため、特に気象条件の厳しい地域ほど栽植株数の確保に努める。
- (4) 深植えすると、活着や分けつの発生が抑制されるので、植付けの深さは3cm程度とする。

4 水管理

- (1) 苗の活着促進と早期の茎数確保のため、日中止水・夜間かんがい^{とめみず}（夕方又は早朝に入水）の基本を守り、掛け流しは行わない。
- (2) 生育を促進するため、温暖な日は2～3cm程度の浅水で管理して水温の上昇を図り、低温の日は苗が冠水しない5cm程度のやや深水で保温する。
- (3) 冷水が入る水田では、ポリチューブの使用等により水温の上昇を図る。ポリチューブの水の出口は7～10日ごとに移動して冷水の影響を分散させる。
- (4) 田面に高低差があり、苗が水没したり、田面が露出するような水田では、分散板（アゼシート）等を使用して水深を調節する。
- (5) 漏水を防止するため、水田を見回り、畦畔や法面のネズミ穴などの補修を行う。
- (6) 水田の土壌還元による「わき（ガス）」が発生し、生育不良となっている場合は、3～5日程度の落水管理を行う。落水管理は高温が続く時に行い、田面に小さなヒビが入る程度を目安に終了する。

5 雑草防除

- (1) 除草剤は、前年発生した雑草を考慮して選定し、使用量と使用時期を守って散布する。
- (2) 体系処理で除草する場合は、ほ場の雑草の種類や発生状況に応じて薬剤を選択し、除草剤の各含有成分の総使用回数を超えないようにする。
- (3) 除草剤散布後の水管理は、除草効果の維持と水質汚染防止のため、散布後7日間は落水や掛け流しは行わない。
- (4) 畦畔や農道の雑草に除草剤を処理する場合は、無風又は風の弱い日に行い、水稻や他の作物へ飛散しないようにする。

○水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について

（平成23年10月12日付23消安第3601号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）

水田で農薬を使用する際は、以下の点を遵守する。

- ① 農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項を確認し、内容を遵守する。
また、止水期間における農薬の流出防止のため、畦畔の整備などの必要な措置を講じる。
- ② 水稻の移植前に使用できる農薬については、農薬のラベルに、使用時期が「植代時から移植4日前まで」とされているものであっても、河川等への流出を低減するため、使用時期を植代時から移植7日前までとし、移植6日前以降には使用しない。

<病害虫の防除>

1 いもち病

例年いもち病が発生する地域などでは、次のいずれかにより葉いもちの予防防除を行う。

なお、補植用苗は、ほ場に放置したままにしておくと、いもち病の発生源となるので、補植が終わったら直ちに処分する。

(1) 育苗箱処理

薬剤の使用方法与施用時期を守り、適切に処理する。

(2) 側条施用

ア 田植機に移植同時側条施薬機を装着し、薬剤を施用する。

イ ペースト肥料用の側条施肥田植機を使用し、田植え時にペースト肥料と薬剤を混和して施用する。

(3) 水面施用

6月20日前後から6月末までに、施用量を守り湛水状態で散布する。

2 イネミズゾウムシ

(1) 例年発生が多い水田や他の害虫と同時防除を必要とする場合には、薬剤の育苗箱処理又は側条施用を行う。

(2) 田植時の予防防除を実施せず、発生程度に応じて防除する水田では、食害株率が次表の基準を超えた場合には、水面施用剤による本田防除を行う。

調査時期	食害株率
5月第6半旬	62%
6月上旬	82%

なお、食害株率の調査は、畦畔から中央に向かって2mぐらい入った地点から1ほ場当たり2か所、各25株の合わせて50株以上調査する。

3 イネドロオイムシ

(1) 例年発生が多い水田では、田植え前までに育苗箱施用又は側条施用の薬剤を使用するか、5月第6半旬から6月上旬に水面施用剤を散布し、イネミズゾウムシと同時防除を行う。

(2) 田植え後の発生が多く、イネミズゾウムシとの同時防除を行っていない場合には、ふ化最盛期の6月第4半旬から第5半旬に防除する。

4 斑点米カメムシ類

カメムシ類の生息地となる畦畔のイネ科雑草は、開花・結実する前に刈り取る。

<農薬の適正使用>

1 育苗箱に農薬を施用する場合は、こぼれ落ちた農薬が土壤に浸透して、後作の野菜等に吸収されないよう、育苗箱の下にビニールシートなどの無孔シートを敷くか、育苗ハウスの外で作業する。

2 農薬の使用量、濃度、使用時期、使用回数などの使用方法を守り、ほ場ごとに使用記録をつける。

3 農薬の散布は、風の弱い日や時間帯を選び、散布の方向や位置に気を付けるなど、対象とする農作物以外に飛散（ドリフト）しないようにする。また、周辺のほ場や近隣の住宅地への飛散にも十分注意する。

4 水面施用の薬剤による防除は湛水状態で行い、散布後7日間は止水し、落水・掛け流しをしない。また、その間の入水は、水尻を止めたままで行う。

＜農作業事故の発生防止＞

- 1 農業機械の始業、終業時の点検・整備を徹底する。また、点検の際は、エンジンを止めて行う。
- 2 トラクターには、安全フレーム等を装着し、シートベルトを着用する。
- 3 夕方は早めにライトを点灯し、トラクターや作業機が目立つ所に低速車マークや反射材を取り付け、他の自動車に注意を促す。また、代かき作業後などに道路を走行する場合は、方向指示灯や反射灯等の汚れを落としてから走行する。
- 4 ほ場への出入りや傾斜地、狭い道路を通るときには、転落・転倒の危険性が高いことから、特に注意する。
- 5 1人での作業は避ける。やむを得ず1人で作業を行う場合は、家族等に作業場所を伝えるとともに、携帯電話を持って出かける。
- 6 田植えは、作業時間が長く疲労が蓄積しやすいので、適度に休息をとりながら実施する。

~~~~~登録品種の種苗は適正に利用しましょう~~~~~

- 登録品種の種苗・収穫物等を利用するには、原則として権利者の許諾が必要です。
 - ・育成者権者の許諾を得ずに、自家採種した登録品種の種苗を近所の農家等に配布することは種苗法に違反します。
 - ・他県で開発された品種は、作付けできる都道府県が限定されている場合があります。
- 登録品種かどうかの確認は品種登録ホームページ (<https://www.hinshu2.maff.go.jp>) で行い、正規のルートで種苗を入手しましょう。
- 育成者権を侵害すると民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。

~~~~~農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを！！~~~~~

農業保険には、農作物共済、農業経営収入保険などがあります。自分の経営にあった保険を選択、加入して、自然災害をはじめとしたリスクに備えましょう。

- 「農作物共済」は水稻・麦を対象として、自然災害等による収穫量の減少に対する損害を補償します。
 - 「農業経営収入保険」は、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では回避できない理由により販売収入が減少した場合も補填の対象となる総合的なセーフティネットです。（青色申告の実施が要件。1年分の実績があれば加入できます。）
- ※ 詳しくは、お近くの農業共済組合までお問合せください。

~~~~~収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入しましょう~~~~~

- ナラシ対策は、認定農業者等を対象に米（主食用米、備蓄米）、麦、大豆の当年産の販売収入の合計が、過去の平均収入を下回った場合に、差額の9割が補てんされる制度です。
 - 加入には、面積に応じた積立金が必要ですが、補てんが行われない場合の積立金は翌年に繰り越されるので、掛け捨てにはなりません。
 - 補てん金は、自然災害による減収分については農業共済に加入していることを前提に減額調整されるため、農業共済とのセット加入がお勧めです。
 - 収入保険に加入が難しい方は、ナラシ対策への加入を御検討ください。（令和8年産の申込期限は令和8年6月30日です。）
- ※ 詳しくは、農産園芸課、東北農政局青森県拠点、市町村または農業協同組合へお問合せください。

~~~~~環境にやさしい農業に取り組んで、みどり認定を受けましょう~~~~~

みどりの食料システム法に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減などに取り組む農業者の5年間の計画を【みどり認定】として認定しています。

認定を受けると、設備投資の税制優遇や国庫補助事業の採択優遇などのメリットがあります。

- 申請・お問合せは、最寄りの農林水産事務所にご相談ください。

([https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noen/midori\\_kihontekinakeikaku.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noen/midori_kihontekinakeikaku.html))



|      |                  |
|------|------------------|
| 連絡先  | 農産園芸課稲作・畑作振興グループ |
| 県庁内線 | 5073             |
| 直通   | 017-734-9480     |

◎次回の稲作生産情報の発行予定は6月25日（木）です。